

神奈川県所管域における指定通所介護事業所等で実施する 宿泊サービスの提供に係る注意事項（平成26年3月18日 神奈川県）

高齢化が進む中、年々増加するいわゆる“お泊まりデイサービス”については、宿泊の長期化、宿泊室の男女兼用、夜間の人員体制が不十分などの問題が指摘されています。

宿泊サービスの提供に当たっては、消防法や労働基準法、高齢者虐待防止法など関係法令の遵守はもとより、利用者の安全や尊厳の確保のため、次の事項にも注意を払うようお願いいたします。

宿泊サービスが介護保険給付対象外であること及び宿泊サービスの提供体制・提供内容・利用料金等を、利用者とその家族に事前に書面を交付し説明を行い、同意を得ること。

居宅サービス計画等に位置付けられた宿泊サービスの提供内容や期間に沿ってサービスを提供するなど、居宅介護支援事業者等と密接な連携を図ること。

宿泊室は利用者のプライバシーを確保するとともに、男女が同室にならないよう配慮すること。

宿泊室の一人当たりの面積は宿泊サービスの提供に適当な広さを確保すること。

宿泊サービス提供上の責任者を定めること。

宿泊サービス提供時間中を通じて、常時、適切な介護を提供できる職員を配置するとともに、宿泊人数等に応じて適切な介護ができる人員体制とすること。

緊急止むを得ない場合を除き身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないこと。

事故や急病、非常災害時における避難誘導などに対応できる体制をあらかじめ整備し、従業者に周知徹底すること。

提供した宿泊サービスの内容や利用者の状況等を記録し、日中と夜間の状況を相互に把握すること。

事故発生時の対応や苦情処理、衛生管理、感染症の予防など、上記以外の項目は指定通所介護の運営基準等を遵守するよう努めること。